労働契約法20条裁判をたたかう郵政原告団を

支える会ニュース

創刊準備号

2014年11月

〒170-0012 東京都豊島区上池袋2-34-2 TEL:03-3837-5391/FAX:03-3837-5392 メール:sasaerukai@20jyosaiban.net HP:http://www.20jyosaiban.net/

労契法20条裁判の勝利をめざして

原告団を支える会結成へ



会場一杯の報告集会

正規労働者の原告団を支え、裁判闘争の勝利を めざして「労働契約法20条裁判をたたかう郵政 原告団を支える会」の結成総会が開催されます。

結成総会では支える会の「会則」の採択と会 則に基づく共同代表と運営委員、そして事務局 の選出を行います。

今後、支える会は会員の拡大を推し進め、闘争財政の確立を図るとともに、全国での会の結成と20条を活用したとりくみの拡大を進めていきます。支える会の"合言葉"は「みんなの力で非正規差別をなくそう」。ガンバロウ!

<支える会会費(1年間)>

◇個人 1000円 ◇団体 3000円

■第3回東日本裁判・□頭弁論報告

11月20日、東京地裁で第3回口頭弁論が 開かれました。裁判には60名を超える仲間が 傍聴・支援に集まりました。

前回の弁論で、被告・会社側は、労契法20 条については①補充的効力がない、②正社員と の格差があっても「不合理といえる」程に大き くない場合は違法とはいえない、等と主張し、 原告らの具体的な労働条件の格差についても、 人材活用の違いや賃金体系の違いなどを根拠に 「合理性がある」と主張していました。今回、 こうした主張に全面的に反論しました。 会社側主張に対しては、制定時の政府の提案 説明や国会での議論等から立法趣旨を逸脱した ものであることを指摘しました。また、具体的 な格差についても、労契法20条は人材活用の 違いを前提として、形式ではなく雇用と労働の 実態から格差の合理性を判断するものであるこ とを指摘し、法の理解を根本的に誤ったもので あること、雇用と労働の実態に照らして格差に 合理性がないことを具体的に主張しました。

裁判終了後、弁護士会館で報告集会が行われ、60名以上が参加しました。

最初に郵政ユニオン本部の日巻委員長が、「この裁判は非正規の労働条件を抜本的に変える、 絶対に負けられない裁判。みんなで支えていく ために支える会を11月30日に結成する。み なさんの参加をお願いしたい」とあいさつ。続 いて弁護団の棗弁護士から今日の裁判の内容に ついての報告がありました。

棗弁護士は、「郵政と東京メトロの裁判は、今後の労契法20条を巡る裁判のリーディングケースになるというのが裁判所の認識。担当裁判官だけでなく、全体での勉強会が行われている。今後を決める重要な負けられない裁判だ」と裁判の意義と決意が述べられました。

労契法20条裁判を闘っている東京メトロの 原告や静岡からやってきた遠州連帯ユニオンの 仲間からも連帯と激励のあいさつがありました。

★西日本裁判 (第2回)

12月15日 13時10分 大阪地裁 809号法廷

★東日本裁判 (第4回)

1月26日 10時

東京地裁 527号法廷